

# 山梨県公報

第二千八百二十号

平成三十年

八月三十日

木曜日

## 目次

○換地計画の決定(四件).....	四三五
○道路の区域変更.....	四三六
○道路の供用開始.....	四三六
公 告	
○一般競争入札について.....	四三六
○土地改良区役員の退任及び就任.....	四三七
○公共測量の実施.....	四三九
その他	
○一般競争入札について.....	四三九

## 告 示

### 山梨県告示第二百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区大除竹宇第一工区)の換地計画  
を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。  
平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年八月三十一日から同年十月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成三十年十月二日から同月十六日まで

### 山梨県告示第二百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定により、

山梨県公報 第二千八百二十号 平成三十年八月三十日

県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区大除竹宇第二工区)の換地計画  
を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。  
平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年八月三十一日から同年十月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成三十年十月二日から同月十六日まで

### 山梨県告示第二百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区堰口第一工区)の換地計画を定  
めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。  
平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年八月三十一日から同年十月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成三十年十月二日から同月十六日まで

### 山梨県告示第二百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区堰口第二工区)の換地計画を定  
めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。  
平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年八月三十一日から同年十月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成三十年十月二日から同月十六日まで

山梨県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
上野原市西原字宮原五四七五番一地先から 上野原市西原字宮原五五一九番一地先まで	九・八 二四・八	六・二 一一・三		二八一・五
				二八一・五

山梨県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	鳴沢富士河口湖線	南都留郡富士河口湖町勝山字上馬場原四八二番一地先から南都留郡富士河口湖町小立字白木平八〇三六番一地先まで	二四八・六	平成三十年八月三十日

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達をする物品等
    - (一) 名称 農業農村整備事業標準積算システム関連機器等の借入・保守業務
    - (二) 数量 一式
  - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 借入期間 平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日まで
  - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県農政部耕地課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- 2 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- 5 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営

四 一般競争入札の参加資格の審査  
んでいない者

- 1 申請の時期 平成三十年八月三十一日(金)から同年九月十四日(金)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。  
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県農政部耕地課

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年九月六日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、事前に六9(三)の問合せ先に電話連絡すること。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所  
(一) 日時 平成三十年十月十日(水)午後二時

- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館三階三〇一会議室
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県農政部耕地課宛に平成三十年十月九日(火)午後四時までに到着するように送付すること。

- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。  
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 免除

- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 違約金の有無 有

- 5 前払金の有無 無

- 6 最低制限価格の有無 無

- 7 契約書作成の要否 要

- 8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)の規定による長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

9 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問合せ先 山梨県農政部耕地課(電話〇五五―二三三―一六二七)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: The borrowing and maintenance check of Server apparatus for integrated system: 1 set
- 2 Date and time for tender: 2:00PM October 10, 2018
- 3 Bureau in charge: Technology Management Section, Agricultural Land Improvement Division, Agriculture Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1627

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、塩川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
保阪正昭	平賀富士夫	藤森儀文	小泉正之	嶋津栄男	伊藤文義	尾林久常	齋藤正三	古屋一光	山本建澄	廣瀬勝典	小川龍馬	伊藤立志	小泉泰夫	金子正路	
斐崎市 中田町中條 四千三百二十三	斐崎市 中田町中條 千四百四十二番地	斐崎市 穴山町千七百三番地	斐崎市 穴山町六千五百五十四番地	斐崎市 穴山町五千八十番地	一 斐崎市 穴山町三千三百八十七番地	斐崎市 穴山町十二番地一	地 斐崎市 中田町小田川千五百四十番地	斐崎市 中田町小田川二番地	地 斐崎市 中田町中條四千六百六十五番地	斐崎市 中田町中條七百五十一番地	地一 斐崎市 中田町中條千三百四十二番地	斐崎市 中田町中條千七百五十八番地三	斐崎市 藤井町駒井二千六百七十一番地	斐崎市 藤井町坂井五百一十一番地二	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	監事	
戸島雅美	生山洋一	穂阪敏	高添眞一	
北杜市 明野町三之蔵 二百九番地一	斐崎市 穴山町二千五十九番地一	斐崎市 藤井町駒井二千七百五十八番地一	斐崎市 中田町中條四千二百七十四番地	番地
同	同	同	同	

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量（UAVレーザ測量（地図情報レベル五百））
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡早川町内
- 三 測量の期間 平成三十年八月二十七日から同年十月十二日まで

その他の

● 山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成三十年八月三十日

一 一般競争入札に付する事項  
 雁坂トンネル有料道路管理事務所長 風 間 辰 也

- 1 工事名 雁坂トンネル防災制御システム設備端末機器更新工事
- 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦から埼玉県秩父市大滝地内まで
- 3 工事概要 防災制御システム更新工事（ユニット二一四及び二一五） 火災検知

- 器更新工 四十六台 I/Oコントローラー更新工 五十三台 赤色表示灯盤更新工 一台 防災現地盤改造工 一式
- 4 工期 平成三十年十月十二日から平成三十一年三月十五日まで
- 5 予定価格 八千八百六十七万八千八百円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 平成三十年九月六日(木)から同月十二日(水)までの山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ(<http://www.fruits.ne.jp/~karisaka/nyusatsujouhou.html>)において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。